⑸　長期借入金	(21,362,281)	(22,113,956)	751,675
⑹　リース債務	(2,988,528)	(2,991,647)	3,119
⑺　ＰＦＩ債務	(26,763,331)	(27,119,180)	355,849
⑻　未払金	(12,446,292)	(12,446,292)	―

（＊１）　負債に計上されているものについては、（　）で示している。

（＊２）　未収附属病院収入に個別に計上している徴収不能引当金を控除している。

㈫　金融商品の時価の算定方法

⑴　投資有価証券及び有価証券

これらのうち国債及び政府保証債については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。また、譲渡性預金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

⑵　現金及び預金、並びに⑶未収附属病院収入

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。なお、未収附属病院収入のうち貸倒懸念債権等については、担保又は保証による回収見込額等により、時価を算定している。

⑷　国立大学財務・経営センター債務負担金、⑸　長期借入金、⑹　リース債務及び⑺　ＰＦＩ債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入、リース、ＰＦＩ取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定している。

⑻　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

（減損関係）

１．減損の認識

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

記号	用途	種類	帳簿価額		場所
A	職員宿舎(集合住宅)	建物	93,135千円	計 93,446千円	茨城県つくば市竹園３丁目
		構築物	311千円		
B	職員宿舎（一戸建）	建物	2,979千円	2,979千円	茨城県つくば市竹園３丁目
C	職員宿舎(集合住宅)	建物	202,327千円	計 205,927千円	茨城県つくば市吾妻１丁目
		附属設備	2,083千円		
		構築物	1,517千円		
D	職員宿舎(集合住宅)	建物	24,569千円	計 24,715千円	茨城県つくば市並木２丁目
		構築物	146千円		
E	職員宿舎(集合住宅)	建物	37,999千円	計 38,607千円	茨城県つくば市並木４丁目
		構築物	608千円		
F	職員宿舎（一戸建）	建物	33,951千円	計 33,966千円	茨城県つくば市並木３丁目
		構築物	15千円		
G	外国人教師等宿泊施設	建物	23,899千円	計 23,958千円	茨城県つくば市松代
		構築物	59千円		
H	学生宿舎	建設仮勘定		4,296千円	茨城県つくば市天王台
合計				427,894千円	

⑵　減損の認識の有無について、複数の固定資産を一体として判定した場合における、当該資産の概要及び当該資産が一体としてそのサービスを提供するものと認めた理由

①　Ａ、Ｄ及びＥの職員宿舎（集合住宅）については、建物と構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（ゴミ置場等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

②　Ｃの職員宿舎（集合住宅）については、建物、附属設備及び構築物からなり、建物と補完的な関係を有する附属設備（台所用水栓等）及び構築物（ゴミ置場等）であることから、一体としてそのサービスを提供するものと認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

③　Ｆの職員宿舎（一戸建）については、建物と構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（土留等）であることから、一体としてそのサービスを提供すると認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

④　Ｇの外国人教師等宿泊施設については、建物と構築物からなり、建物と補完的な関係を有する構築物（郵便受箱等）であることから、一体としてそのサービスを提供すると認められたため、減損の判定にあたっては一体として行っている。

⑶　減損の認識に至った経緯

①　Ａの職員宿舎（集合住宅）については、築38年から40年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成29年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室について、減損を認識した。

②　Ｂの職員宿舎（一戸建）については、築39年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成29年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室となった建物について、減損を認識した。

③　Ｃの職員宿舎（集合住宅）については、築37年から38年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成28年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室について、減損を認識した。

④　Ｄの職員宿舎（集合住宅）については、築39年から41年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室について、減損を認識した。

⑤　Ｅの職員宿舎（集合住宅）については、築39年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成27年３月31日及び平成30年９月末までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室について、減損を認識した。

⑥　Ｆの職員宿舎（一戸建）については、築38年が経過しており老朽化が著しい。また、新たな入居は停止し、現入居者に平成27年９月30日までの退去を要請し、退去が完了次第用途を廃止することを決定している。そのため、今後は利用されることが見込まれない空室となった建物について、減損を認識した。